

南島原市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

(平成31年4月改訂)

南島原市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「南島原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の代表をメンバーとする「南島原市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・国土交通省長崎河川国道事務所小浜維持出張所
- ・南島原警察署交通課
- ・南島原市総務部防災課
- ・南島原市建設部建設課
- ・南島原市教育委員会学校教育課
- ・長崎県島原振興局道路第一課
- ・南島原市農林水産部農村整備課
- ・南島原市建設部管理課

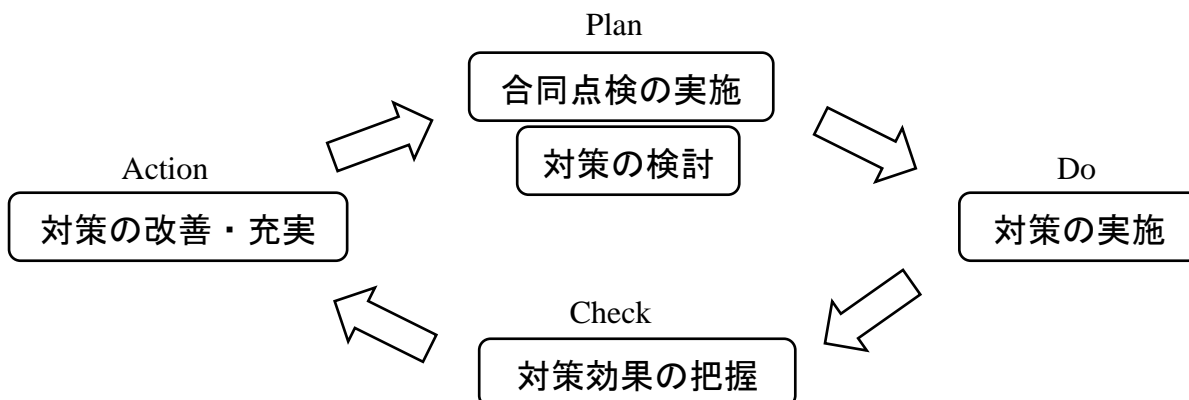
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を以下のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小中学校を4つのグループに分け、それぞれ4年に1回、合同点検を実施します。

- ① 加津佐・口之津地区
- ② 南有馬・北有馬地区
- ③ 西有家・有家地区
- ④ 布津・深江地区

- ・実施時期は、夏期（7月～8月）に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに、推進会議メンバー、学校、保護者が参加する合同点検を行います。

○合同点検の主催

- ・合同点検は、市教育委員会学校教育課が関係機関に要請し実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を学校、保護者等の意見を聴取することによって確認し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 通学路の安全確保に向けた推進体制

○推進体制

関係機関が連携・一体となって、通学路の安全確保を目指していきます。

(1) 市教育委員会

- ・学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、学校からの通学路の安全確保に関する要望等の集約を行い、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。

(2) 道路管理者

- ・国土交通省長崎河川国道事務所小浜維持出張所・長崎県島原振興局道路第一課・市農林水産部農村整備課・市建設部建設課・市建設部管理課は、学校が指定する通学路の危険個所に関して、所管する道路について所要の改善事業を行い安全確保に取り組みます。

(3) 南島原警察署・南島原市総務部防災課

- ・児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。

(4) 学校

- ・より安全な通学路を指定した上で、学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関へ改善を要請します。

(5) 保護者

- ・通学路の危険個所の把握をし、保護者全体で問題共有をし、街頭指導・パトロールなどの校外指導、地域及び家庭における安全教育などを行います。

5 箇所図、箇所一覧表の作成と公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、道路管理者は対策を講じた道路の「対策箇所図」を作成し、市教育委員会学校教育課に報告します。市教育委員会学校教育課は「対策一覧表」を作成し、合同点検を実施した学校へ「対策一覧表」及び「対策箇所図」を送付します。

6 スケジュール

4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校は、保護者等と協力して、通学路点検を実施し、点検結果とその改善策をまとめます。 ○当年度に合同点検のある学校は、点検箇所を精査し、市教育委員会学校教育課へ報告します。 ○前年度に対策が実施された学校は、その効果について児童生徒・保護者等の意見を聴取し、結果を取りまとめて市教育委員会学校教育課へ報告します。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会学校教育課は、学校から提出された点検箇所を取りまとめ、関係機関へ報告するとともに、合同点検を要請します。
7月～8月 (合同点検)	<ul style="list-style-type: none"> ○合同点検が必要な学校ごとに、推進会議メンバー、学校、保護者が参加する合同点検を行います。 ○合同点検後、参加者は、事業主体を確認するとともに、対策案、対策実施の時期及び優先順位などについて協議し、情報共有を図ります。
9月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ○当年度に実施できる対策を実施します。また、次年度以降に対策を実施する箇所は、予算措置の検討を行います。 ○道路管理者は対策を講じた道路の「対策箇所図」を作成し、市教育委員会学校教育課へ報告します。
2月 (推進会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会学校教育課は、関係機関と連絡・調整し、「通学路安全推進会議」を開催します。 ○各機関は、会議において、実施箇所、未実施箇所及びその理由などの対策の実施状況を報告し、情報共有を図ります。また、前年度実施した対策の効果についても情報共有を図ります。 ○市教育委員会学校教育課は、合同点検を実施した学校へ「対策一覧表」及び「対策箇所図」を送付します。
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○合同点検を実施した学校は、保護者等へ状況を報告します。